

豊中市上下水道局建設工事監督要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市上下水道局が発注する建設工事請負契約の監督事務の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15、豊中市上下水道局会計規程（平成13年企業管理規程2号）、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）、豊中市上下水道局建設工事請負契約約款その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工 事 経営部特任主幹において契約事務を行う工事をいう。
- (2) 監督職員 豊中市上下水道局会計規程第49条で準用する豊中市財務規則第113条の規定による監督職員をいう。

(監督職員)

第3条 発注者は監督職員を任命したときは、受注者に対し、その旨を書面（様式第1号）により通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。ただし、軽易な工事及び緊急工事についてはこの限りでない。

2 発注者は、一工事につき2人以上の監督職員を任命し、監督事務を分担させるときにあつては、その分担させる内容を定め、受注者に対し、その旨を書面（様式第1号）により通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

3 監督職員は、建設工事請負契約書、同約款及び設計図書等に基づき、立会い、指示その他の方法によって監督するものとする。

(準用)

第4条 第3条の規定は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して監督を行わせる場合について準用する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、監督の実施に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より改正する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から実施する。

(様式第 1 号)

文書番号

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

豊中市上下水道事業管理者

監督職員（変更）通知書

年 月 日付けをもって締結した次の工事について、建設工事請負契約約款第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり監督職員を通知します。

工 事 名

工 事 場 所

記

監督職員 所属部課等
氏 名
担 当 業 務

所属部課等
氏 名
担 当 業 務

所属部課等
氏 名
担 当 業 務